平成29年度第１回野洲市入札監視委員会　会議結果（要旨）

【日　　時】　平成29年5月19日（金）午前10時～11時30分
【場　　所】　野洲市役所　本館２階　庁議室
【出 席 者】　委　員：野洲委員長、西川委員、中村委員
　　事務局：上田総務部長、長尾総務課長、辻課長補佐、
　　新庄主査、榊原主査、新田主任
【傍 聴 者】　なし
【報道機関】　なし

１　開会

２　議事

（１）入札及び契約手続の運用状況等の審議について

（ア）平成28年度下半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について

委員：予定価格と最低制限価格の公表の基準を確認したい。

→事務局：建設工事

一般競争入札→（予定価格）事後公表、（最低制限価格）事後公表
指名競争入札→（予定価格）事前公表、（最低制限価格）事後公表
随意契約　　→（予定価格）事後公表、（最低制限価格）事後公表

建設関連業務委託

→（予定価格）事後公表、（最低制限価格）非公表

委員：舗装工事のくじ引きによる決定は、応札者全てによるくじ引きか。また、応札額は最低制限価格だったのか。

→事務局：番号11と13は２者のくじ引きで、応札額は最低制限価格と同額であった。番号12は４者のくじ引きで、応札額は最低制限価格よりも若干上であった。くじ引きの手順としては、予備くじにより本くじを引く順番を決め、予備くじに順に従い、本くじを引くこととなっている。

委員：市の最低制限価格の決定方法はどうであるか。

→事務局：建設工事の最低制限価格については、国が示している基準ではなく、市独自の基準で決めている。ただ、国の示す基準にある７割から９割の範

囲内で設定はしている。建設工事の最低制限価格は事後公表しているが、建設関連業務委託の最低制限価格は非公表である。

委員：最低制限価格を事前公表した場合、結局くじ引きで落札者を決めることが多くなり、課題があると思われる。

委員：建設関連業務委託は、建設工事に比べて落札率が低いが問題はないか。また、最低制限価格はどのような考え方による設定か。

→事務局：これまで落札率が低いものでも、完了検査において品質的な面で問題は生じていない。建設関連業務委託の最低制限価格は平成23年度より導入しており、設定はそれまでの事例や経験に基づいて行っている。

委員：建設関連業務委託の落札率が低いのは野洲市に限ったことではなく、建設工事と違い人件費の占める割合が多く、業者側も工夫できるところがあるのではと考えられる。

（イ）平成28年度下半期における入札参加停止等の措置案件について

委員:履行期限遅延による停止案件があるが、契約約款に基づき違約金を求めたのか。

→事務局：この事案では、違約金より損害賠償額の方が大きかったので、最終的に損害賠償請求を選択した。

→委員：違約金と損害賠償請求のどちらかを選択することとなる。

（ウ）指定案件の審議について

工事１　野洲駅北口駅前広場シェルター整備工事

委員：一般競争入札であるが、入札額は予定価格を上回っている業者が多く、下回っている業者が少ない。過去の一般競争入札では、最低制限価格を下回り失格する者もいたと思うが、どのような違いが想定されるか。

→事務局：最低制限価格を下回る案件は、解体工事の案件であったと記憶している。（実際は、最低制限価格付近の応札で失格案件はなし）恐らくシェルター工事であることから材料費が多くを占め、また、特殊な資材であるため、その金額を適正に見積もることができるかが重要になると思われる。駅の反対側の南口でも以前同様のシェルター工事があったが、今回と同じような落札率であった。

工事７　（合冊入札）市道木の下線側溝整備工事・市道木の下線通学路安全対策工事

委員：辞退業者が多いがどのような理由であったか。

→事務局：辞退届で記載されている理由としては、すでに他工事を受注していることによる「業務体制が整わない」、「自社都合による」であった。

委員：合冊入札と合併入札のすみ分けは。

→事務局：設計書は２本あり、予定価格は１本として設定している。契約書は２つ作成されている。このような方法を合冊として取り扱っている。

→委員：経費の調整はされているのか。

→事務局：両工事とも工種は同じであり、経費調整はされている。

工事 14　県道野洲停車場船配水管布設工事（第１工区）

委員：Ａランクの業者ということだが、全社であるか。

→事務局：Ａランク業者は５者であり、全業者を指名した。

委託 12　石部頭首工ゲート点検整備業務委託

委員：「決定（話し合いによる）」とはどのような内容か。

→事務局：建設関連業務委託のため予定価格は事後公表である。三回の入札では、予定価格以下とならなかったため、三回目の入札における最低入札金額の業者と協議を行うことを入札参加者に了承してもらい、同業者との協議により予定価格以下として調ったことから、決定したというものである。見積書を提出いただいている。

委託 16（仮称）野洲駅南口周辺整備における交流/商業施設整備方針策定支援業務委託

委員：３回の見積り徴取は同一日か。

→事務局：同日に札入れ形式で行っている。

委員：工期が２月 28 日～３月 31 日と短いが、この期間で問題なかったのか。

→事務局：資料は当初契約の内容を記載している。平成 28 年度予算であったため３月末の工期となっているが、議会の繰越手続きを経て、最終的に６月 30 日まで工期変更をしている。期限は、市民病院基本設計業務と合わせている。

委員：業務内容はどのようなものか。

→事務局：当初は民間業者からの土地利用提案を想定していたが、思うような提案

がなく、市の直営を想定した事業費や運営費の検討、財政負担の検討等となっている。

委員：随意契約の理由として「経費節減の確保」とあるが、どのような内容か。

→事務局：市民病院の基本設計業者に随意契約することで、市民病院と共有する幾つかの機能やスペースについて、商業施設検討業者による再度の市民病院の調査や、別々に検討することにより発生する業者間の調整するための時間や費用を省くことができる。別々の発注では各々に検討が必要な事項を省略している。

【以上の審議結果】

適切に処理されていると判断できる。

３　その他

次回の会議については、平成 29 年度 11 月頃を予定。

４　閉会

以上